

令和 8 年度

幼稚園・保育所・認定こども園 利用申込みのしおり



必ずしおりの
内容を確認し
てから申込み
してください



〈受付期間〉

一次募集 令和7年9月1日（月）～9月30日（火）

二次募集 令和7年12月8日（月）～12月23日（火）

途中入園 令和8年3月2日（月）～

目 次

1	はじめに	
1-1	教育・保育施設の特徴	1ページ
1-2	教育・保育認定	2ページ
2	保育所・認定こども園（保育）の利用申込手続き	
2-1	利用できる児童と入園までの流れ	3ページ
2-2	保育を必要とする事由	4ページ
2-3	保育の必要量（時間区分）	5ページ
2-4	入園の申込手続きに必要な書類	6・7ページ
2-5	一次募集・二次募集	8・9ページ
2-6	途中入園の申込手続き	10ページ
2-7	利用調整と決定	10ページ
	【記入例】教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書	11・12ページ
	【記入例】就労証明書	13ページ
	【記入例】求職活動に関する申立書	14ページ
	【記入例】保育所等利用児童健康状態調査表	15ページ
3	幼稚園・認定こども園（教育）の認定申請手続き	
3-1	利用できる児童と入園までの流れ	16ページ
3-2	新規入園の認定申請手続き	17ページ
3-3	途中入園の認定申請手続き	18ページ
	【記入例】教育・保育給付認定申請書兼現況届出書	19ページ
4	申込み後・入園後の変更、取下、解除	
4-1	保育必要事由や必要量等の変更	20ページ
4-2	入園の取下・解除	20ページ
	【記入例】教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書	21ページ
5	その他	
5-1	市外の施設の利用申込手続き	22ページ
5-2	利用者負担	22ページ
5-3	申込後の注意事項	22ページ
6	Q&A	23・24ページ
7	子ども・子育て支援	
	一時預かり（一般型）	25ページ
	一時預かり（幼稚園型）	25ページ
	病児保育	26ページ
	しづかわファミリー・サポート・センター	26ページ
	利用料の無償化について	26ページ
	地域子育て支援センター	27ページ
8	オンライン申請	28ページ
9	施設情報	
	施設一覧	29ページ
	延長保育	30ページ
10	マップ	
	市内幼稚園・保育所・認定こども園マップ	31ページ

1 はじめに

1-1 教育・保育施設の特徴

小学校就学前の児童が利用できる教育・保育施設は、次の3つになります。

◇幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

年間指導計画に基づき、遊びを通して、各学年の発達に沿った自発性を促す教育を行います。個々の意欲を育て、社会、文化、自然などに触れ、小学校入学に向けて集団生活の基礎を身につけることができます。

4月1日現在満3歳以上で就学前の児童であれば、家庭環境や保護者の就労状況などに関わらず、入園することができます。

また、預かり保育を実施しているため長時間の利用も可能です。（保育を必要とする事由に該当する人は「施設等利用給付認定」を受けると利用料が無料です。）

◇保育所

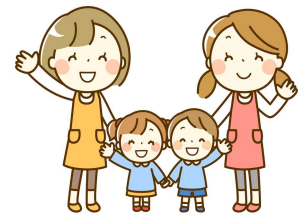
就労などにより、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設

長時間の預かりの中で、保育士との信頼関係を築くことで情緒の安定を図り、その後の学びへとつなげます。

異年齢の児童との交流を活発に行い、挑戦する気持ちや思いやりの気持ちを育み、自然や地域の人々に親しむことで、健全な心身の発達を図ります。

◇認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設



教育と保育の両方を一体的に実施します。満3歳以上の教育認定の児童と保育認定の児童が学級を編成し、一緒に過ごす共通利用時間があります。

満3歳以上の在園児であれば、家庭環境や保護者の就労状況などが変わっても、そのまま同じ園に通うことが可能です。

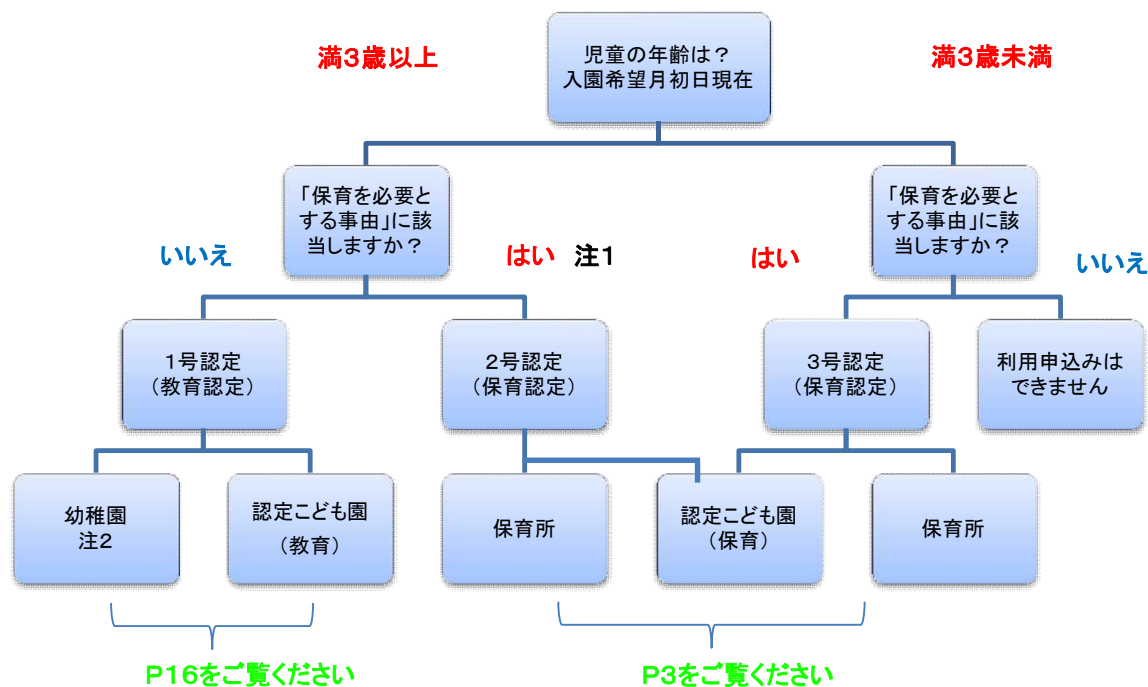
また、子育て相談や親子の集いなど子育て支援を実施しています。

※医療的ケアが必要な新規申込みの児童は、利用申込みの前に子育て支援総合センターへご相談ください。

子育て支援総合センター 渋川市渋川1338-4 tel 0279-23-1877

1-2 教育・保育認定

小学校就学前の児童が幼稚園・保育所・認定こども園の利用をする場合には、市の認定を受ける必要があります。（利用開始は原則月の初日からです。）
認定によって、利用する施設が異なります。



注1 共働き家庭でも幼稚園等での教育を利用したい場合は、1号認定を受けることができます。

注2 幼稚園の1号認定の場合は、令和8年4月1日現在の年齢が満3歳以上である必要があります。



令和8年度クラス年齢早見表

年齢・クラス	生年月日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日～2025年4月1日)
0歳児	令和7年4月2日～ (2025年4月2日～)

◆1号認定（教育認定）

児童が満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合
利用施設：幼稚園・認定こども園（教育）

◆2号認定（保育認定 満3歳以上）

児童が満3歳以上で、「保育が必要な事由」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合
利用施設：保育所・認定こども園（保育）

◆3号認定（保育認定 満3歳未満）

児童が満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合
利用施設：保育所・認定こども園（保育）

2 保育所・認定こども園（保育）の利用申込手続き

2-1 利用できる児童と入園までの流れ

利用できる児童

- (1) 保護者と利用する児童が渋川市に居住し、住民基本台帳に記載がある場合（転入予定者を含む。）
- (2) 保育所、認定こども園（保育）での集団生活ができる児童
- (3) 保護者が保育を必要とする事由に該当する場合（4ページをご覧ください。）

入園までの流れ



施設見学

各施設で特色のある保育を行っています。ご理解いただく上でも申込みの前に希望する施設の見学をお願いします。また、食事に配慮が必要である、体調面などで心配があるなど、気になることがある場合も、事前に希望する施設に相談してください。
※見学は直接各施設にお問合せください。

	一次募集	二次募集	途中入園（令和8年5月以降）
利用申込 認定申請 期間	令和7年9月1日（月） ～ 令和7年9月30日（火）	令和7年12月8日（月） ～ 令和7年12月23日（火）	入園を希望する月の 前月10日まで （閉庁日の場合は、直前の開庁日）

※受付開始日は10ページをご覧ください。



利用調整



結果通知 認定証	12月初旬頃に 自宅へ郵送	2月初旬頃に 自宅へ郵送	入園希望月の前月の中旬頃に 自宅へ郵送
-------------	------------------	-----------------	------------------------

※在園中の施設を継続して利用する児童は、結果通知と認定証（交付されている認定証に変更があった場合に限り。）が在園中の施設から配付されます。



説明会	入園施設から案内が届きます。	結果通知が届いたら、 入園施設へ連絡してください。
-----	----------------	------------------------------



入 園

2-2 保育を必要とする事由

保育所、認定こども園（保育）を利用するには、市の保育認定を受ける必要があります。
 保育認定を受けるには、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）のいずれもが下表のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由		保育必要量	
		保育 標準時間	保育 短時間
労働	月に60時間以上の労働をしている （パートタイム、夜間などを含む） ※繁忙期のみの自営の手伝いは除く	○	○
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない ※認定期間：出産予定月を含む4か月（多胎6か月）	○	○
疾病・障害	保護者の疾病、負傷または心身の障害がある	○	○
介護・看護	同居又は長期入院している親族の介護や看護をしている	○	○
災害復旧	火災や風水害等の災害復旧にあたっている	○	○
求職活動	求職活動（起業・開業準備を含む）を継続的に行っている ※認定期間は90日です。期間終了日までに労働とならない場合、退園となります。	—	○
就学	教育施設に在学している	○	○
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている	○	○
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある	○	○
育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である	—	○
その他	上記に類する状態として市が認める場合	○	○

《妊娠・出産での利用》

（例）11月出産予定

	9月	10月	11月	12月	1月
認定期間 A			出産 予定月		
認定期間 B					

※Aの認定期間にするかBの認定期間にするか保護者が選択できます。

※利用期間は4か月（多胎児の場合は6か月）

※認定後、出産日が予定日と変わっても、認定期間は変わりません。

2-3 保育の必要量（時間区分）

保育の必要量は、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、保育標準時間と保育短時間に区分されます。その範囲の中で、**保護者が保育を必要とする時間**の利用ができます。

どちらの区分も、それぞれの利用時間を超えて利用する場合は、延長保育となります。（30ページをご覧ください。）

《労働の場合》

区 分	1か月の労働の時間（原則）	利用できる時間
標準時間	120時間以上	1日最長11時間の中で 保育を必要とする時間
短時間	60時間以上120時間未満	1日最長8時間の中で 保育を必要とする時間

		保護者が保育を必要とする時間（保育利用時間）			
		通勤	勤務時間（休憩時間を含む）	通勤	
延長保育	標準時間・短時間 （11時間）（8時間）				延長保育
開園時間					

※保育を必要とする時間は**勤務時間と通勤に要する時間**となります。
買い物などの時間は含みません。
※保育必要量の判断に必要なため、利用申込書の保育必要時間には、**通勤時間を含む保育利用希望時間**を記入してください。

保育の必要量は、就労時間などを基に判定していますが、次のような場合には、変更することも可能です。（就労証明書等の時間と希望利用時間が、想定される時間を大幅に超えている場合は、確認させていただきます。）

短時間 ↓ 標準時間	(例1)	1か月の就労時間は120時間未満であるが、勤務日によって1日8時間を超えて保育所を利用することがあり、 恒常的に 延長保育が必要となってしまう。（時々の残業は対象になりません。）
	(例2)	1日の就労時間は5時間であるが、勤務時間が午後1時から午後6時のため、保育短時間の利用時間帯を越えて 恒常的に 延長保育が必要となってしまう。
	(例3)	1か月の就労時間は120時間以内だが、早番・遅番のシフト制の勤務のため、預ける時間帯がまちまちとなり、 恒常的に 延長保育が必要となってしまう。
標準時間 ↓ 短時間	(例4)	夫婦共にフルタイムで働いているが、保育所の送迎は祖父母が協力してくれるため、保育短時間の利用で差し支えない。
	(例5)	育休から復帰し、しばらくは時短勤務のため、短時間の利用で差し支えない。

2-4 入園の申込手続きに必要な書類

利用申込みに必要な書類をすべて揃えて、締切日までに提出してください。
提出書類に不備があった場合は、一旦お返しします。締切日までに書類がすべて揃わない場合、利用調整はできませんので、余裕をもって準備をお願いします。
※申込児童・保護者・同居の家族の個人番号（マイナンバー）を記入していない利用申込書が多く見られるため、忘れずに記入をお願いします。

① 利用申込書に記載する保護者の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ※記入例11・12ページ

※児童1人につき1枚ずつ、黒色または青色のボールペン（消せるものは不可）で記入してください。

③ 保育所等利用児童健康状態調査表（該当者のみ） ※記入例15ページ

【該当者】新規申込児童（現在利用中の施設と別の施設を希望する児童も含む。）

※出産予定児は出生後、入園日までに渋川市こども支援課に提出してください。

④ 保育を必要とすることを証明する書類（7ページをご覧ください。）

※世帯分離していても、同一住所または同一建物に住んでいる場合は同居とみなします。

- ・保護者すべての人の証明書類が必要です。
- ・提出書類のうち証明書や申立書は、申込時点の状況が記入されたものを添付してください。
- ・60歳未満の祖父母が同居する場合は、祖父母の書類も必要になります。
- ・離婚調停中で、保護者それぞれの証明書類が添付できない場合は、裁判所から交付された事件証明や係属証明など、調停中であることがわかる書類を添付してください。
(離婚協議中、婚姻関係だが別居しているなどの場合は、保護者それぞれの証明書類が必要です。)
- ・転入予定の方は、転入地が確認できる書類の写しを添付してください。
- ・きょうだいで申し込む場合は、各々添付する必要はありません。
- ・その他必要に応じて、別途必要書類を求めることがあります。



■保育を必要とすることを証明する書類

保護者等の状況		提出書類（各欄に記載されている○のついた書類）
労働 月60時間 以上	会社に勤務している人 （会社に勤務予定の人）	○就労証明書（就労先事業所が作成したもの） ※記入例13ページ （複数の勤務先がある場合、すべて提出してください）
	自営業者・自営協力者 農業従事者	○就労証明書（事業主が作成したもの） ※記入例13ページ ○自営等を証明するもの 開業届若しくは収支内訳書または出荷伝票や納品書、直近3ヶ月分の 支払明細書の写し等
	内職	○就労証明書（内職業者が作成したもの） ○委託契約書若しくは納品書または請求書や直近3ヶ月分の支払明細書 の写し等
妊娠・出産		○母子手帳の写し（父母の氏名がわかるページまたは表紙） ○妊婦一般健康診査受診票の写し
疾病・障害		○医師の診断書（※保育が困難な旨の記載のあるもの） ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サー ビス受給者証が交付されている人はその写し（氏名・生年月日・等級 のわかるページ）
介護・看護		○医師の診断書（看護の場合） ○介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福 祉手帳、障害福祉サービス受給者証が交付されている人はその写し （氏名・生年月日・等級のわかるページ）
災害復旧		○罹災証明書等の写し
求職活動（起業・開業準備を含む）		○求職活動に関する申立書 ※記入例14ページ ※ 認定期間は90日 です。認定期間終了日までに就労とならない場合、 退園となります。
就学、職業訓練		○在学証明書の写し（入学予定者は合格通知書の写し） ※これから受験する人は、受験することがわかるものの写し （入学が決定次第、合格通知書または入学許可書の写しを提出）
虐待・DV		○公的機関が発行した証明書等
育児休業		○就労証明書（育児休業期間の記載されているもの） ※記入例13ページ ※育児の終期が確定していない場合は、予定日を記入してください。 変更となった場合には、再提出をお願いします。

2-5 一次募集・二次募集

《令和8年4月1日入園希望の新規・継続利用申込みの人、産休・育休復帰予定の人》

一 次 募 集

- 受付期間 **令和7年9月1日（月） ～ 9月30日（火）**
- 対象者
- ①**令和8年4月入園を希望している人** **※出産予定児を含む**
 - ②現在、保育所、認定こども園（保育）を利用していて、令和8年度も継続して利用を希望する人
 - ③現在利用している保育所、認定こども園（保育）とは別の施設を希望する人
 - ④産休・育休復帰予定で、**令和8年5月～12月入園を希望している人** **※出産予定児を含む**
（転入予定の人は、転入地が確定していて、入園月の1日までに転入し住民登録できる人）
 - ⑤転入予定者で、転入予定地が確定していて、**令和8年4月1日**までに転入し住民登録できる人
- 受付場所 **第一希望の施設の受付場所**
- ※各施設の指定受付日にお越しください。 ※9ページをご覧ください。
- 《指定受付日に希望施設で申込みができない場合》
- 受付場所：**渋川市こども支援課（渋川市役所本庁舎1階）**
- 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）
- ※ただし、受付期間中の9月16日（火）・30日（火）は、午後7時まで
窓口を延長して受け付けます。

二 次 募 集

※一次募集終了後に入園可能数に達していない施設の申込みを受け付けます。

- 受付期間 **令和7年12月8日（月） ～ 12月23日（火）**
- 対象者
- ①**令和8年4月入園を希望している人で、一次募集の受付期間に申込み手続きができなかった人**
※出産予定児は不可
 - ②産休・育休復帰予定で入園を希望している人 **※出産予定児は不可**
（転入予定の人は、転入地が確定していて、入園月の1日までに転入し住民登録できる人）
 - ③転入予定者で、転入予定地が確定していて、**令和8年4月1日**までに転入し住民登録できる人
- 受付場所 **渋川市こども支援課（渋川市役所本庁舎1階）**
- ※受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

一次募集指定受付日

施設名			所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始年齢	指定受付日	受付時間	受付場所 (第一希望の施設へ提出)
保育所	公立	第一保育所	渋川2103-22 TEL 22-0449	満1歳	9月11日(木)	午後2時～ 午後5時	各施設
		第四保育所	有馬716 TEL 23-3759	満1歳	9月8日(月)	午後2時～ 午後5時	
		第五保育所	渋川446-1 TEL 23-3002	2歳児	9月16日(火)	午後2時～ 午後5時	
	私立	渋川こばと保育園	金井2352-15 TEL 23-9066	満8か月	9月2日(火)	午後2時～ 午後5時	各施設
		行幸田保育園	行幸田910-1 TEL 23-3025	満6か月	9月12日(金)	午後2時～ 午後5時	
		コスモス保育園	石原1609-1 TEL 23-5389	産休明け	9月1日(月)	午後2時～ 午後5時	
		パンジー保育園	金井1512-1 TEL 24-5315	産休明け	9月10日(水)	午後2時～ 午後6時	
		たんぽぽ保育園	上白井2525 TEL 53-4554	満6か月	9月1日(月)	午後2時～ 午後5時	
		ひばり保育園	赤城町勝保沢110-6 TEL 56-2144	満6か月	9月11日(木)	午後2時～ 午後5時	
		北橋保育園	北橋町八崎374 TEL 23-4213	満6か月	9月2日(火)	午後2時～ 午後5時	
認定こども園	公立	伊香保こども園	伊香保町伊香保335-3 TEL 72-2215	満6か月	9月12日(金)	午後2時～ 午後5時	各施設
		渋川幼稚園	渋川1773-1 TEL 22-2550	満1歳	9月8日(月)	午後2時～ 午後5時	
		かに石こども園	村上3751-1 TEL 59-2100	満1歳	9月10日(水)	午後3時30分～ 午後4時30分	
	私立	半田こども園	半田1162-1 TEL 24-2864	満6か月	9月5日(金)	午後2時～ 午後6時	各施設
		白ばら幼稚園	渋川778-2 TEL 22-1068	満8か月	9月4日(木)	午後2時～ 午後5時	
		中村こども園	中村369-4 TEL 24-5366	満6か月	9月9日(火)	午後2時～ 午後6時	
		渋川大島幼稚園	半田2410 TEL 23-9930	2歳児	9月3日(水)	午後2時30分～ 午後5時	

※入園開始年齢に達した翌月から入園可。ただし、第五保育所と渋川大島幼稚園については、次のとおり。
令和8年4月1日現在 2歳に達している児童

※第五保育所については、現在、在園している園児が卒園する令和11年度をもって廃止する予定です。
このため、令和8年度の入所においては、0・1歳児の募集は行わず、2歳児～5歳児を対象とした入所児童の募集となります。

※渋川幼稚園は、令和8年度から認定こども園へ移行予定です。

2-6 途中入園の申込手続き 《令和8年5月以降の申し込み》

○ 受付期間 受付開始日～入園希望月の前月10日

○ 対象者 令和8年5月以降に入園を希望する人

※一次募集、二次募集で申込みできなかった産休・育休復帰予定の人も申込みできます。

入園希望月	受付開始日	受付終了日	受付時間	受付場所
令和8年5月	令和8年3月2日(月)	令和8年4月10日(金)	午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※土日祝日・ 年末年始を除く	こども支援課 ※茨川市役所 本庁舎1階
令和8年6月		令和8年5月8日(金)		
令和8年7月		令和8年6月10日(水)		
令和8年8月	令和8年6月1日(月)	令和8年7月10日(金)		
令和8年9月		令和8年8月10日(月)		
令和8年10月		令和8年9月10日(木)		
令和8年11月		令和8年10月9日(金)		
令和8年12月	令和8年10月1日(木)	令和8年11月10日(火)		
令和9年1月		令和8年12月10日(木)		
令和9年2月		令和9年1月8日(金)		
令和9年3月		令和9年2月10日(水)		

※入園希望月の受付終了日以降、利用調整を行います。

2-7 利用調整と利用決定

1 利用調整

利用調整は、保護者ごとに市が定めた基準で指数化し、保育の必要性が高い（指数の高い）保護者から順に、希望する施設を市が調整します。

利用申込書に、第1希望のみ記入した場合は、ほかの施設との利用調整は行いませんので、ご注意ください。（第2・第3希望まで記入することをおすすめします。）

2 利用決定

- ・一次募集中に申込みをした人の利用の決定は、令和7年12月上旬頃となります。
- ・二次募集中に申込みをした人の利用の決定は、令和8年2月上旬頃となります。
- ・一次募集で市外の施設入園を希望した人は、市町村間の調整が必要となり時間がかかるため、可否の決定は令和8年2月以降になります。（育休復帰にあわせて入園の人は、入園月の前月になります。）
- ・令和8年5月以降の途中入園の申込みをした人の利用決定については、入園希望月の前月中旬頃の決定となります。

【記入例 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（うら）】

○家庭の状況について

保育を必要とする理由	① 労働	2 妊娠、出産	3 疾病、障害
	4 病人の介護や看護	⑤ 求職活動	6 就学
	7 虐待、DV	8 家庭の災害	

父・母それぞれ該当する項目を○で囲んでください。

父親の状況		母親の状況	
労働	常勤・パート・自営業・その他（ ）	労働	常勤・パート・自営業・その他（ ）
事業所住所	茨城県〇〇〇×××番地×	事業所住所	
事業所名	〇〇〇工業(株) 茨城営業所	事業所名	
就労開始年月	平成 28 年 4 月	就労開始年月	年 月
就労時間	8時 30分～ 17時 30分	就労時間	年 月 日 分～ 時 分
就業日数	1日平均 25日	就業日数	日
職種		職種	
作物、家畜内容等		作物、家畜内容等	
出産（予定）年月日	年 月 日	出産（予定）年月日	年 月 日
育児休業取得の有無	有 ・ 無	育児休業取得の有無	有 ・ 無
育児休業取得期間	年 月 日～ 年 月 日	育児休業取得期間	年 月 日～ 年 月 日
病名		病名	
医療機関名		医療機関名	
障害者手帳	有（ ） ・ 無（ ）	障害者手帳	有（ ） ・ 無（ ）
通院 ・ 自宅療養		通院 ・ 自宅療養	
要介護・看護者の氏名		要介護・看護者の氏名	
介護等を行う者からみた続柄		介護等を行う者からみた続柄	
傷病・障害名		傷病・障害名	
障害者手帳	有（ ） ・ 無（ ）	障害者手帳	有（ ） ・ 無（ ）
要支援（ ） ・ 要介護（ ）		要支援（ ） ・ 要介護（ ）	
1日平均 時間・月平均		1日平均 時間・月平均	
学校名		学校名	
入学年月日	年 月 日	入学年月日	年 月 日
学年（ ）年制の	学年	学年（ ）年制の	学年
生活保護の適用の有無	☒ 適用無し ☐ 適用有り（ ）	生活保護の適用の有無	☒ 適用無し ☐ 適用有り（ ）
ひとり親または障害者がいる家庭	☒ ひとり親または障害者がいる家庭	ひとり親または障害者がいる家庭	☒ ひとり親または障害者がいる家庭

保護者の状況について詳しく記入してください。このしおりの7ページを確認して、必要な書類を添付してください。必要書類については、きょうだいで入園の場合は、各々添付する必要はありません。

別居していても離婚していない場合は、父・母それぞれの証明が必要になります。ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

①離婚調停・裁判中であって、裁判所から交付された事件証明などを添付できる場合

②DV被害者で、配偶者から避難をしている場合であって、公的機関からDV被害者であることの証明が添付できる場合

現在、「出産予定」、「育児休業取得（予定）」、「産休・育休復帰予定」の場合、記入してください。

チェックしてください。

祖父母の状況について記入してください。他界や交流のない場合は氏名欄に斜線を引いてください。

氏名		氏名		氏名	
父方	祖父			母方	祖父
	祖母	茨川 月子	59 茨城県石原80 ハイ7101号		祖母
		沼田 太助	63 沼田市下之町××		
		沼田 雪子	61 沼田市下之町××		

就労： 無職：健康状態（良・病弱）

就労： ●●農園無職：健康状態（良・病弱）

就労： △△板金無職：健康状態（良・病弱）

就労： 無職：健康状態（良・病弱）

※市記入欄	父（ ）：母（ ）：調整（ ）	点数	備考
-------	-----------------	----	----

【記入例 就労証明書】

※訂正する場合は、修正テープを使用しないでください

就労証明書

浜川市長 宛

※事業所に記入を依頼してください。

月60時間以上の労働が必須です。
複数の勤務先をあわせて60時間以上となる場合は、勤務先ごとに提出してください。

事業所長のほか、所属長(店長、所長、工場長等)の証明も可
※押印は不要

証明日	西暦	2025	年	8	月	5	日
事業所名	〇〇〇工業株式会社						
代表者名	群馬 一郎						
所在地	高崎市△△△××番地						
電話番号	027	—	333	—	×	×	×
担当者名	総務課 赤城 次郎						
記載者連絡先	027	—	333	—	×	×	×

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取 ☒ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	シバカワ ショウタ 生年月日 1993 年 10 月 10 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2016 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 〇〇〇工業株式会社 浜川営業所 住所 浜川市〇〇〇××番地×
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ 月間 225 時間 分 (うち休憩時間 1500 分) 一月当たりの就労日数 月間 25 日 一週当たりの就労日数 週間 6 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 5 月 年月 2025 年 6 月 年月 2025 年 7 月 21 日/月 189 時間/月 26 日/月 234 時間/月 7 日/月 240 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 ()
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有() 雇用期間が有期の場合、契約終了後の更新の有無について記入してください。
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 浜川 花 2022 年 7 月 7 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

月間の就労時間は必ず記入してください。

実績ではなく、雇用契約に基づく就労時間を記入してください。

産休・育休の人は、産休・育休取得前の(産休・育休取得月を除く)就労実績を記入してください。
新規採用の方で就労実績がない場合は、今後の見込みを記入してください。

育休の終期が確定していない場合でも、終了予定日を記入してください。

復職日で入園月の判断をするため、必ず記入してください。
確定していない場合、予定日を記入してください。未記入の場合はお預かりできません。また、変更となった場合には、再提出をお願いします。

育児休業の終了予定日より前の日時での保育所等の入所が内定した場合、育児休業を短縮し、入所内定日から復職することの可否について記入してください。

【記入例 求職活動に関する申立書】

※認定期間の90日以内に就労を開始してください。
※就労先が決まり次第速やかに、求職活動から労働への認定変更の手続きをこども支援課で行ってください。

保護者記入欄			
施設名	〇〇保育園		
児童名	渋川 花	令和4年7月7日生	
児童名		年 月 日生	
児童名		年 月 日生	

求職活動に関する申立書

私は、就労することを希望しているため、求職活動を理由に保育関係施設の入園を申し込みます。

認定期間の90日以内に、月60時間以上の就労を開始し、就労証明書を速やかに提出いたします。

期日までに就労証明書が提出できない場合は、退園となっても異議ありません。

令和 7 年 9 月 5 日

申立者(署名) 渋川 愛

(児童との続柄: 母)

①現在の求職活動状況について

ハローワークに登録をして、令和8年4月1日からの就職を目指しています。

②希望する職業の内容について

希望勤務形態	常勤 ・ パート ・ その他()		
希望職種	介護	希望勤務日数	月平均 20 日
希望勤務時間	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分		

※求職活動の予定がない場合は、求職活動をしていないものとみなします。
※求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められます。
主なものとしては、求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれます。
なお、自宅における新聞、インターネット等での求人情報の閲覧のみ行っている場合や、知人への求人紹介依頼等、活動頻度や時間、内容に鑑み、その活動のみをもつての保育の必要性が生じていると言い難い場合は、教育・保育給付認定を受けることができません。

【記入例 保育所等利用児童健康状態調査表】

保育所等利用児童健康状態調査表

○利用申込み児童について

記入日: R 7 年 9 月 5 日

児童氏名	渋谷 花	生年月日	令和 4 年 7 月 7 日 3 歳
現在の保育の状況	☒ 幼稚園又は保育園を利用している ☐ 父又は母が自宅で保育している ☐ 母が産休中・父又は母が育休中である ☐ 父又は母が同伴就労している ☐ 祖父母が保育している ☐ その他()		

1 健康状態等について (各項目の該当する□に☑を付けてください)

次の乳児健診を受けましたか	☒ 3か月 ☒ 6か月 ☒ 10か月 ☒ 1歳6か月 ☒ 3歳 ☐ 受けていない
年齢に合わせた予防接種を受けましたか	☒ 受けた ☐ 受けていない
持病や治療中の病気はありますか (「ぜんそく」や「アレルギー」、「心臓病」など)	☐ ない 「ある」の場合 アレルギーや持病の内容 ☒ ある 【ぜんそく】
現在、又は過去に定期的な通院・入院をしたことがありますか	通院歴 ☐ ない ☒ ある 2 歳 5 か月頃 入院歴 ☒ ない ☐ ある 歳 か月頃 【病名・けが・症状 ぜんそく】
現在、服薬をしていますか	☒ ない 「ある」の場合 薬の内容 ☐ ある 【】
身体障害者手帳又は、療育手帳を持っていますか	☒ ない ☐ ある 【 級 障害名: 】 【 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2】
医療的ケアが必要ですか	☒ ない 「ある」の場合 医療的ケアの種別 ☐ ある 【】
現在、又は過去に障害児通園施設等への通園や相談したことはありますか	☒ ない ☐ ある 施設名【 】 時期 歳 か月【 ☐ 週 ☐ 月 回程度】

2 生活状況等について

発育の状況	出産	☐ 正常分娩 ☒ 早産・未熟児等【出生時体重 2,000 g】
	哺乳	☒ していない ☐ 母乳 ☐ 母乳+ミルク ☐ ミルク
	発育	☐ 首すわり ☐ お座り ☐ ハイハイ ☐ つかまり立ち ☒ ひとりで歩ける
排泄の状況	小便	☒ 自分でできる ☐ 自分でできない
	大便	☒ 自分でできる ☐ 自分でできない
睡眠の状況	睡眠の習慣	朝起きる時間 6 時頃 夜寝る時間 20 時頃
	おねしょ	☐ しない ☒ 時々 ☐ 毎日(おむつ)
	お昼寝	☐ しない ☒ する 時間【12 時頃・1 時間くらい】
衣服着脱の状況	☒ ひとりでできる ☐ ひとりでできない	
	☐ 少しできる 状況【】	
言葉の状況	☒ よく話す 状況【 ☐ 知っている人とだけ ☐ 誰とでも】	
	☐ あまり話さない ☐ 赤ちゃん言葉が残っている ☐ まだ話せない	

3 その他【保育所等を利用するにあたり、お子様の健康や発育について心配なことを記入ください】

運動をした後、少し咳き込むことがあります。	※お子さんの健康面で心配なことがありましたら、事前に利用希望施設又はこども支援課にご相談ください。

3 幼稚園・認定こども園（教育）の 認定申請手続き

3-1 利用できる児童と入園までの流れ

利用できる児童

- (1) 保護者と利用する児童が渋川市に居住し、住民基本台帳に記載のある場合（転入予定者を含む。）
- (2) 幼稚園、認定こども園（教育）での集団生活に支障のない児童
- (3) 次の期間に生まれた児童
 - 2歳児（満3歳） 令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれで、3歳に達した翌月から利用可能
 - 3歳児（年少） 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
 - 4歳児（年中） 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
 - 5歳児（年長） 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ



入園までの流れ

施設見学	各施設で特色のある保育を行っています。ご理解いただく上でも申込みの前に希望する施設の見学をお願いします。また、食事に配慮が必要である、体調面などで心配があるなど、気になることがある場合も、事前に希望する施設に相談してください。 ※見学は直接各施設にお問合せください。
------	--

	一次募集	途中入園
入園願書配布	公立幼稚園・公立認定こども園 : 8月1日（金） 私立認定こども園 半田こども園 : 8月1日（金） 白ばら幼稚園 : 7月7日（月） 中村こども園 : 8月1日（金） 渋川大島幼稚園 : 7月1日（火）	随時 （希望施設に連絡してください。）



入園願書提出	入園を希望する施設へ入園願書の提出 ※入園願書等の問い合わせは各施設へ連絡してください。
--------	---



認定申請書 提出期間	入園願書提出後、教育認定（1号認定）を受ける手続きをしてください。 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火） ※私立認定こども園は指定日あり	希望する月の前月10日までに こども支援課で手続き （閉庁日の場合は、直前の開庁日）
---------------	--	--



新規認定者の 認定証の送付	2月初旬に自宅へ郵送	入園希望月の前月の中旬に自宅へ郵送
------------------	------------	-------------------



入 園

3-2 新規入園の認定申請手続き《令和8年4月1日入園を希望の方》

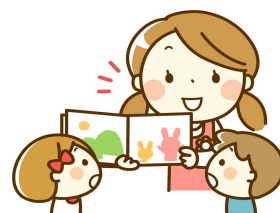
幼稚園、認定こども園（教育）を利用をする場合は、希望する施設へ入園願書を提出し、その後、市の教育認定を受ける必要があります。

- 対象者
 - ①令和8年4月入園を希望している人
 - ②令和8年4月から現在通っている園と別の園を希望する人
(令和8年度の途中入園の認定申請手続きは、18ページをご覧ください。)

《入園願書の受付について》

※入園の決定は、幼稚園、認定こども園が行います。願書の受付や選考方法などの詳細は、直接希望する施設へ問い合わせてください。

- 希望する施設で入園願書を受け取り、施設へ提出してください。
- 入園願書の配布開始日や受付期間は、施設によって異なります。
- 施設によって、先着順や抽選など選考方法が定められています。
- 願書の受付は、定員になり次第終了となる施設もあります。



《認定申請書の受付について》

- 受付期間 令和7年9月1日（月）～
- 受付場所 こども支援課・公立幼稚園・公立認定こども園
私立認定こども園（指定受付日のみ）
※指定受付日に来園できない場合はこども支援課に提出してください。
- 認定申請に必要な書類

①認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

②子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書 ※記入例19ページ

※児童1人につき1枚ずつ、黒色または青色のボールペン（消せるものは不可）で記入してください。

施設名		所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢	入園願書 ※提出は入園希望施設			認定申請書		受付場所
				願書配布開始日	受付期間	受付時間	受付日（期間）	受付時間	
認定こども園	公立	伊香保こども園 Tel. 72-2215	満3歳	8月1日（金）	9月1日（月）～9月30日（火）	午前9時～ 午後5時	9月1日（月）～	午前9時～ 午後5時	各施設
		渋川幼稚園 Tel. 22-2550	満3歳		9月1日（月）～				
		かに石こども園 Tel. 59-2100	満3歳		9月1日（月）～				
	私立	半田こども園 Tel. 24-2864	満3歳	8月1日（金）	9月1日（月）～9月30日（火）	午前9時～ 午後5時	9月5日（金）	午後2時～ 午後6時	各施設
		白ばら幼稚園 Tel. 22-1068	満3歳	7月7日（月）	9月1日（月）～	午前8時～ 午後5時	9月4日（木）	午後2時～ 午後5時	
		中村こども園 Tel. 24-5366	満3歳	8月1日（金）	9月1日（月）～	午前9時～ 午後5時	9月9日（火）	午後2時～ 午後6時	
		渋川大島幼稚園 Tel. 23-9930	満3歳	7月1日（火）	9月1日（月）～9月30日（火）	午前8時～ 午後5時	9月3日（水）	午後2時30分～ 午後5時	
幼稚園	公立	こもち幼稚園 Tel. 60-6688	3歳児	8月1日（金）	9月1日（月）～	午前9時～ 午後5時	9月1日（月）～	午前9時～ 午後5時	各施設
		赤城幼稚園 Tel. 20-6222	3歳児						
		北橋幼稚園 Tel. 52-2414	3歳児						

※3歳児 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

3-3 途中入園の認定申請手続き

※願書の受付は、定員になり次第終了となる施設もあるため、希望施設に確認してください。

- 受付期間 受付開始日～入園希望月の前月10日
※希望する施設に入園願書を提出し、入園許可となったら、市に認定申請書を提出してください。
- 対象者 令和8年5月以降に入園を希望している人
- 認定申請に必要な書類

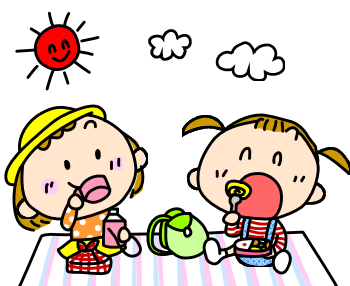
① 認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※祖父母の方が申請に来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書 ※記入例19ページ

※児童1人につき1枚ずつ、黒色または青色のボールペン（消せるものは不可）で記入してください。

入園希望月	受付開始日	受付終了日	受付時間	受付場所
令和8年5月	令和8年3月2日(月)	令和8年4月10日(金)	午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※土日祝日・ 年末年始を除く	こども支援課 ※渋川市役所 本庁舎1階
令和8年6月		令和8年5月8日(金)		
令和8年7月		令和8年6月10日(水)		
令和8年8月	令和8年6月1日(月)	令和8年7月10日(金)		
令和8年9月		令和8年8月10日(月)		
令和8年10月		令和8年9月10日(木)		
令和8年11月		令和8年10月9日(金)		
令和8年12月	令和8年10月1日(木)	令和8年11月10日(火)		
令和9年1月		令和8年12月10日(木)		
令和9年2月		令和9年1月8日(金)		
令和9年3月		令和9年2月10日(水)		



【記入例 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書】

子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

認定証番号 認定申請・現況届

様

教育・保育給付認定を申請するに必要となる市町村民税の決定額に注意

申請書提出

申込手続きに来られる方の署名
※保護者欄に署名いただいた方の本人確認をさせていただきます。

認定申請＝初めて入園申込みをする場合

転入予定者
下記条件にすべて該当する場合には受付できます。
①転入予定地が確定している場合
②入園日までに渋川市内に転入ができる場合
※申請書の下段の余白に転入予定地と転入予定日を記入してください。

令和7年1月1日に渋川市以外に住所があった場合は、市町村名を記入してください。

子どものための教育・保育給付支給認定証の認定保護者になります。

マイナンバーカードや通知カードの個人番号を間違えずに記入してください。

チェックしてください。

「有」の場合は、手帳のコピーを提出してください。

勤務先は提出日現在、学校名は令和8年度の予定を記入してください。

児童の父または母が死別・離婚・未婚以外の理由で、同居していない場合は、必ず記入してください。

同居していない場合は、必ずチェックしてください。離婚協議中の場合はその他欄に記入してください。

児童の父または母が死別・離婚・未婚以外の理由で、同居していない場合は、必ず記入してください。

利用を希望する期間は、令和8年4月1日から小学校就学前までとなります。

年少(3歳児) 令和11年3月31日
年中(4歳児) 令和10年3月31日
年長(5歳児) 令和9年3月31日

住所 渋川市石原80 ハイツ101号

電話番号 自宅 (22-2111) 父の携帯電話番号 (080-XXXX-XXXX)

氏名 渋川 翔太

性別 男

生年月日 令和4年7月7日生

障害者手帳の有無 有(無)

個人番号 000000000000

保育の希望の有無 ☒ 有 ☐ 無

① 世帯の状況

氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先(学校名等)	障害者手帳の有無	個人番号
渋川 翔太	父	H5・10・10	男	〇〇〇工業(株)	有・無	111111111111
川 愛	母	H6・12・12	女		有・無	222222222222
川 悠	兄	H29・5・5	男	〇〇〇〇小学校	有・無	333333333333
川 月子	祖母	S41・3・3	女		有・無	444444444444

② 利用を希望する施設(事業所)名、利用を希望する期間

利用を希望する施設(事業者)名 〇〇幼稚園 (希望理由) 自宅から近い

利用希望期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 申込み後・入園後の変更、取下、解除

4-1 保育必要事由や必要量等の変更

保育を必要とする事由や保育必要量に変更となる、住所を変更した、世帯員が変更となった、教育認定・保育認定の認定区分を変更したいなど、認定内容が変更となる場合は手続きが必要となります。渋川市こども支援課で速やかに手続きをしてください。

- ①保育を必要とする事由が変更となった場合（就職・職場復帰・妊娠出産・育児休業・退職・疾病・就学など）
- ②保育必要量の変更の場合（※勤務時間が変更となり、恒常的に送迎が間に合わないなど）
- ③住所や氏名が変わった場合
- ④世帯状況に変更があった場合（結婚、離婚、単身赴任など）
- ⑤認定区分（1号・2号）を変更する場合

《手続き日》 **保育必要事由・必要量の変更・・・毎月20日**
認定区分の変更・・・毎月10日
住所・氏名・世帯状況等の変更・・・随時

▷妊娠したため、労働から産休に入る
▷妊娠出産の認定中。育児休業へ入る
▷育児休業から職場へ復帰する
▷求職活動中であつたが、就職した
▷退職し、仕事を探している
▷勤務時間が変更になり、
保育必要量が変わる など

※締切日が閉庁日の場合は、締切直前の開庁日

※退職や妊娠出産などの認定期間は申請日ではなく、保育を必要とする事由が変更となる日（退職日や出産予定日など）を基準とします。

※認定区分を変更する場合は、事前に認定こども園に相談してください。

※児童が満3歳になり、3号認定から2号認定への切替手続きは不要です。

《提出書類等》 ○教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書
○保育を必要とする事由を証明する書類 ※7ページをご覧ください。
○子どものための教育・保育給付支給認定証
※教育・保育給付認定保護者、児童それぞれのマイナンバーの記入が必要です。

4-2 入園の取下・解除

利用申込後、入園決定前に申込みを取り下げる場合や、入園決定後に利用の解除を希望する場合は、速やかにこども支援課で手続きをお願いします。

- ①利用申込みを取り下げる場合
- ②家庭保育が可能となり、保育所の利用がなくなった場合
- ③市外へ転出することになった場合

《提出書類等》 ○教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書
○子どものための教育・保育給付支給認定証
※教育・保育給付認定保護者、児童それぞれのマイナンバーの記入が必要です。

※利用については、届出があった月の月末で終了となります。

※市外転出後も継続で同じ施設に通いたい場合は、転入先市町村で管外利用の申込みが必要となります。

転入先市町村にお問い合わせください。

【記入例 教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書】

(求職活動から労働へ変更の場合)

認定の変更がある方は、速やかに
こども支援課で手続きをお願いします。

様式第6号の2 (第7条の2関係)

教育・保育給付認定事項変更申請書兼変更届出書

渋川市長 様

令和 7 年 6 月 5 日

次のとおり変更を申請(届出)します。

教育・保育給付 認定保護者	居 住 地	渋川市石原80 ハイヅ101号		
	氏 名	渋川 翔太	生 年 月 日	平5.10.10
	個 人 番 号	111111111111	電 話 番 号	080-XXXX-XXXX
教育・保育給付 認定子ども	居 住 地	同上	施 設 名	〇〇保育園
	氏 名 (教育・保育給付認定保護者 との続柄)	渋川 花 (子)	()	()
	生 年 月 日	令和4年 7 月 7 日	年 月 日	年 月 日
	個 人 番 号	000000000000		

内 容	変 更 前	変 更 後
居住地の変更		
教育・保育給付認定保護者の変更 (教育・保育給付認定子どもとの続柄)	()	()
氏 名 の 変 更	教育・保育給付認定保護者 :	教育・保育給付認定保護者 :
	教育・保育給付認定子ども :	教育・保育給付認定子ども :
認定区分・保育必要量の変更	☐ 1号 ☒ 2号短時間 ☐ 2号標準時間 ☐ 3号短時間 ☐ 3号標準時間	☐ 1号 ☐ 2号短時間 ☒ 2号標準時間 ☐ 3号短時間 ☐ 3号標準時間
保育事由の変更	☐ 労働 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☒ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ 就学・訓練 ☐ 災害復旧 ☐ その他 ()	☒ 労働 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ 就学・訓練 ☐ 災害復旧 ☐ その他 ()
有効期間の変更	認定開始日 令和 7 年 4 月 1 日 認定終了日 令和 7 年 6 月 30 日	認定開始日 : 令和 7 年 7 月 1 日 認定終了日 : 年 月 日
そ の 他		
世帯状況の変更	☐ 世帯員の増(氏名: 続柄: 個人番号:) ☐ 世帯員の減	
	家庭の状況 : ☐ ひとり親世帯(離婚調停中) ☐ 障害者がいる世帯	
変 更 理 由	令和7年7月1日から就労開始 ▲▲会社 8:30~17:30勤務	

※該当箇所のみ記入してください。教育・保育給付支給認定証、変更事項が確認できる書類等添付してください。

備 考	添付書類 : 利用者負担額の変更 : 有 ・ 無
-----	-----------------------------

- ※押印は不要です。
- ※変更事項が確認できる書類の添付をお願いします。
- ※手元にある教育・保育給付支給認定証を返却してください。
- ※保護者と児童のマイナンバーの記入が必要となります。

5 その他

5-1 市外の施設の利用申込手続き

渋川市に住民登録があっても、市外の保育施設を希望することができます。



【保育認定を受けて保育所や認定こども園（保育）を利用】

保護者の通勤その他の理由により、市内の保育施設の開所時間では間に合わない等の基準に該当する必要があるため、保育施設が所在する市町村に受入要件の確認をお願いします。

○申込みに必要な書類

- ① 認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ※記入例11・12ページ

- ③ 保育を必要とすることを証明する書類（7ページをご覧ください。）

- ④ 広域利用を必要とする理由書

※受付場所は、渋川市こども支援課です。一次募集の受付期間に提出してください。

※それぞれの市町村で必要書類が異なるため、上記以外の書類が必要になる場合があります。

※市外の申込みは、市町村間の調整が必要となり、施設所在地の市町村で利用調整を行います。

※結果の通知まで、時間がかかります。可否の通知は令和8年2月下旬頃になります。

（年度途中での入園の場合は、入園月の前月に利用調整となります。）

※施設が所在する市町村に住所を有する人が優先となります。

【教育認定を受けて幼稚園や認定こども園（教育）を利用】

希望の施設に入園願書提出後、渋川市こども支援課で手続きしてください。

○申込みに必要な書類

- ① 認定申請者の保護者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※祖父母の方が申込みに来る場合は、署名欄に記入した保護者の運転免許証などの写しを持参してください。

- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届出書

5-2 利用者負担

保育標準時間（11時間以内）、保育短時間（8時間以内）または教育標準時間（4時間を標準）における教育・保育の提供に対する基本的な利用者負担額（保育料）は、**渋川市に住民登録があれば無償です。**

一時預かり事業（幼稚園型）、延長保育を利用する場合のほか、施設での活動に必要な文房具などの購入、行事への参加、食事の提供または通園バスの利用などに要する費用は、◆利用者負担が生じます。

※利用者負担の金額については、施設によって違うため、施設にお問い合わせください。

5-3 申込後の注意事項

○申込みを取り下げる場合や、施設の利用決定後に辞退する場合には、速やかに渋川市こども支援課にご連絡ください。**連絡がない場合には在籍とみなし、利用者負担（上記◆）が発生します。**

○利用承諾後に施設を変更する場合は、利用解除の申請を行い、新たに入園の申込み手続きが必要です。（一次募集や二次募集期間内での変更の場合は、利用申込書の訂正が可能です。）

○虚偽の申込みや二重の申込みの場合は、入園を取り消します。

○その後の調査により、入園資格に該当しない場合（全く就労していない等）は、利用開始後であっても特別な事情の場合を除き、退園となります。

○申込の内容に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

6 Q&A

Q1 来年度も同じ施設を利用したいと思っています。継続利用のため来年度の利用申込みはしなくてもよいですか？

A <2号・3号認定> 年度ごとの利用承諾になるため提出をお願いします。
今年度末に卒園予定の2号認定のお子さんも、一次募集の期間に施設を通じて現況届の提出を依頼しますので、こども支援課に提出をお願いします。
<1号認定> は提出は不要です。

Q2 今年度の10月に途中入園を希望しています。来年度の入園申込みはどのようにしたらよいですか？

A 今年度と来年度、それぞれで提出が必要です。
来年度入園は9月に一次募集がありますので、そこで申込みいただき、今年度は入園を希望する月の前月10日までに申込みしてください。添付書類は、状況が変わらなければ、来年度に添付するもののコピーでも大丈夫です。

Q3 きょうだい利用申込みを行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？コピーでも大丈夫ですか？

A きょうだいの人数分、各々用意する必要はありません。保護者の方それぞれ原本を1部ずつ用意してください。

Q4 同居している祖父母、保護者のきょうだいの就労証明書は必要ですか？

A 60歳未満の就労している祖父母の方は提出をお願いいたします。きょうだいの方は不要です。

Q5 求職中ですが、保育園の申込みはできますか？

A 申込みできます。ただし利用調整の際、労働などの保育の必要性が高い保護者のお子さんが優先となりますので、ご希望に添えない場合があります。
また認定期間は、90日です。認定期間が終了する前に就労証明書を添付して、こども支援課で「求職活動」から「労働」への事由の変更手続きを行ってください。求職活動から、連続して求職活動での利用はできません。就労できない場合、お子さんは退園となってしまうためご注意ください。

Q6 育休中ですが、一次募集で新規の入園申込みができますか？

A 5月～12月の間に、育児休業から復帰する場合は、「労働」の事由で申込みできます。

Q7 ならし保育を行ってから職場復帰したいと考えています。いつから入園できますか？

A ならし保育は利用承諾期間内に行ってください。期間は2週間程です。
保護者の方の復職日によって、入園月が変わります。
1日～15日の間に復帰⇒復帰する月の1日、または前月1日から入園
16日～31日の間に復帰⇒復帰する月の1日から入園
4月1日復帰の保護者の方については、年度単位での利用承諾のため、前年度の3月にならし保育を行うことはできません。

Q8 下の子の育休を取得します。今、在園している上の子は継続して利用は可能ですか？

A 労働で保育施設を利用していた保護者の方が、下の子の出産で育児休業を取得した場合、上のお子さんは同じ施設であれば、継続して利用可能です。
下のお子さんの母子手帳が交付されたら、「労働」から「妊娠・出産」へ変更の手続きを行ってください。その後、「妊娠・出産」の認定が終了する前に、「育児休業」へ変更の手続きを行ってください。
育休から職場復帰するタイミングで下のお子さんが入園となる場合、下のお子さんが入園する前に、上のお子さんの保育の事由を「育児休業」から「労働」へ変更の手続きを行ってください。
変更の手続きはこども支援課をお願いします。

Q9 現在、育休で保育所を利用中です。来年度は別の施設に転園を考えています。施設を変更しても4月から入園することは可能ですか？

A 育児休業中での新規入園申込みとなるため、保護者の方の復職日に合わせての入園となります。

Q10 現在、育休で市外の施設に在園中です。年度末までに転入し、4月から渋川の施設の入園を希望しています。4月からの入園は可能ですか？

A 新規入園申込みとなるため、5月15日までの復帰であれば、ならし保育期間を含め、4月からの入園は可能ですが、年度の途中での復帰であれば、復職日に合わせての入園となります。

Q11 渋川市に転入予定です。一次募集で4月入園の申込みはできますか？

A 転入地が確定していて、4月1日までに転入し住民登録が可能であれば申込みできます。
転入地が確認できる書類の写しを添付してください。転入が確認できなかった場合は、入園を取消します。

Q12 5月以降に転入予定です。一次募集で申込みできますか？

A 途中入園の申込みとなります。
ただし、育休復帰予定で、入園月までに転入可能であれば、一次募集で受付します。
転入地の確認ができる書類を添付してください。転入が確認できなかった場合は、入園を取消します。

Q13 現在、1号認定を受け認定こども園に在園しています。妊娠したため2号認定に切り替えることはできますか？

A 施設の定員に余裕があれば可能です。
利用している認定こども園に事前に相談してから、保育の利用申込書に必要な書類を添付して、変更希望月の前月10日までにこども支援課に提出してください。

Q14 短時間で保育施設を利用中ですが、職場が変わり、就業開始時間に間に合いません。
就労時間は120時間未満で、短時間の範囲で迎えは間に合います。標準時間の利用はできますか？

A 恒常的に延長保育が必要となる場合は変更が可能です。
就労証明書を添付し、変更手続きを行ってください。

Q15 標準時間の認定です。通勤時間を含めて16時半には迎えに行けませんが、標準時間内いっぱいまで利用可能ですか？

A 通勤時間と就労時間を合わせた時間が、「保育を必要とする時間」になります。仕事が終わる次第、迎えに来てください。

Q16 5月31日付けで退職しましたが、労働・標準時間から求職活動・短時間への認定変更の手続きをしないまま7月になってしまいました。7月20日までに変更申請をした場合、8月1日～10月31日までが求職活動期間ですか？労働・標準時間の認定はどうなりますか？

A 認定の変更については、原則毎月20日の締切で、翌月からの変更として受け付けています。
今回の場合、5月31日に退職、7月変更申請となりますが、申請日ではなく、保育の事由の変更が生じた日を基準とするので、求職活動期間は、8月1日から3か月（10月31日）ではなく、退職月を基準に6月1日から3か月（8月31日）となります。
認定については、7月31日までは労働・標準時間、8月1日から8月31日まで求職活動・短時間となります。
ただし、本来7月中も求職活動・短時間の期間なので、できるかぎり早めの迎えをお願いします。
保育を必要とする事由が変更となったとき、変更となることがわかっているときは、早めの手続きをお願いします。

Q17 誕生日を迎え3歳になりました。3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）への変更手続きは必要ですか？

A 手続きは不要です。市内施設のお子さんは、施設を通じて2号認定の認定証を配付します。
市外の施設を利用しているお子さんの認定証は、郵送します。

Q18 在園中です。2月末に退職予定です。来年度の利用はどうなりますか？

A 2月20日までに、求職活動への変更手続きをお願いします。短時間の利用となります。
3月1日から5月31日までが求職活動期間になるため、その間に就労を開始し、こども支援課で「労働」への変更の手続きをしてください。退職日を基準に期間を認定します。新年度になってから、あらためて4月1日から3か月の求職期間（6月30日まで）にはならないので注意してください。

Q19 前橋市に所在する施設の入園を希望しています。現在、求職活動中ですが、実家は前橋市です。
管外での申込みはできますか？

A できません。
求職活動での管外施設の申込みは受け付けていません。また実家が所在しているだけの理由も受け付けていません。職場が前橋市に所在している、出産のため前橋市の実家に里帰りしている期間に保育施設を利用したいなどの場合は受け付けています。

Q20 求職活動で入所承諾となっていますが、下の子を妊娠しました。求職活動から妊娠・出産に切り替えて、そのまま継続で通うことができますか？出産後、求職活動へ切り替えできますか？

A 求職活動の期間が終了するまでに仕事が見つからない場合は退園となります。妊娠・出産で利用を希望する場合は、再度利用申込みをしてください。その場合、継続ではなく、新規の年度途中入園での利用調整となります。また、妊娠・出産からの求職活動への切り替えはできません。

7 子ども・子育て支援

※内容に変更が生じる場合があります。

一時預かり（一般型）

通称：一時預かり

保護者の労働や急病、リフレッシュしたいときなどに対応するため、一時預かりを行っています。ご利用の場合は、事前に施設にお問い合わせください。

◇対象者 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない未就学児

実施施設名	実施日	実施時間	対象年齢	日額利用料	
				市内在住者	市外在住者
第一保育所	月曜日～土曜日 (祝日・年末年始を除く) ※1か月につき 14日以内	8:30～16:30	満1歳から	【緊急・非定型】 4時間未満：1,500円 4時間以上：2,500円 【リフレッシュ】 4時間未満：2,000円 4時間以上：3,000円	【緊急・非定型】 4時間未満：2,500円 4時間以上：3,500円 【リフレッシュ】 4時間未満：3,000円 4時間以上：4,000円
第四保育所			2歳児から		
第五保育所			満1歳から		
伊香保こども園			満6か月から		
ひばり保育園	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	9:00～16:30	満1歳から	※利用料のほか、給食費（300円）がかかる場合があります	
半田こども園		8:45～16:30			
白ばら幼稚園		8:45～16:00			
中村こども園		9:00～16:30			

※緊急 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など緊急・一時的なもの

※非定型 保護者の短時間・断続的な労働、職業訓練、就学など

※リフレッシュ 保護者の育児等にもなう心理的・身体的負担の解消など

一時預かり（幼稚園型）

通称：預かり保育

保護者の労働や急病など、家庭における育児が困難な場合、児童が在園する施設で一時預かりを行います。**ご利用の場合は、事前に施設にお問い合わせください。**

◇対象者 実施施設に在園する児童

実施施設名		実施時間	利用料
認定こども園	公立	伊香保こども園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 1日100円
		長期休業中 8:00～18:00	1日200円
		渋川幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 1日100円
		長期休業中 8:30～17:00	1日200円
	私立	かに石こども園	13:30～17:00 1日100円
		長期休業中 8:30～16:30	1日200円
		半田こども園	13:00～16:00 月額3,000円
		白ばら幼稚園	14:15～18:30 1日400円 (おやつ代含む)
		長期休業中 8:30～16:00	半日400円 1日700円 (おやつ代含む)
		中村こども園	13:00～16:00 1日300円 上限3,000円
		長期休業中 9:00～16:00	半日400円 1日800円 (おやつ代含む)
幼稚園	公立	渋川大島幼稚園	7:30～8:30 / 14:00～18:00 1日350円 (おやつ代含む)
		長期休業中 7:30～18:00	11:30まで350円 14:00まで550円 18:00まで900円 (おやつ代含む)
		こもち幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 通常 1日100円
		長期休業中 8:30～17:00	
		赤城幼稚園	8:00～8:40 / 14:00～18:00 長期休業中 1日200円
		長期休業中 8:30～17:00	

※保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など緊急・一時的なもの
※保護者の労働、求職活動、職業訓練、就学など



病児保育

児童の急な発熱や病気または回復期で、集団保育の困難な期間において、仕事の休めない両親に代わって看護師と保育士が一時的に預かる施設です。ご利用の場合は、直接電話でご予約ください。
 なお、施設を利用するには、年度ごとに**事前登録が必要**となります。

◇対象者 1歳～小学3年生

実施施設名	所在地 電話番号	利用日	利用時間	利用料
みつばち保育園	有馬237-1 0279-24-1419	月曜日～土曜日 (祝日、年末年始を除く)	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～13:00	1日1,500円

○昼食・おやつ

昼食1食分とおやつ2回分をご用意ください。ご要望があれば、500円で昼食・おやつをご用意します。

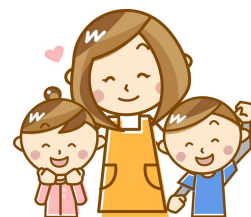
しぶかわファミリーサポート・センター

保護者の急用やリフレッシュしたいなど「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」のネットワークをつくり、地域で子育てを助け合う会員組織です。詳しくは、しぶかわファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。利用には**会員登録が必要**です。

◇対象者 おおむね生後3か月～高校3年生

◇利用料金 1時間700円～

◇電話 0279-22-5200



利用料の無償化について

一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した保護者が、保育を必要とする事由に該当する場合、教育・保育認定とは別の認定（施設等利用給付認定）を受けた後、請求をすることで、利用料を償還払い（施設に支払った後、請求により支給）します。

◇対象者

- ・教育認定（1号認定）を受けている児童
- ・未就学児のうち保育を必要とする事由に該当している人 ※4ページをご覧ください。
 ※保護者と利用する児童が茨川市に居住し、住民基本台帳に登録がある場合に限りです。

◇対象事業

- ・一時預かり事業（一般型）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）
- ・認可外保育施設
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

◇対象額

- 一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、認可外保育施設
 - ・満3歳以上（4月1日現在）の子どもは、月額上限37,000円までの利用料を償還します。
 - ・満3歳未満（4月1日現在）の子どもは、月額上限42,000円までの利用料を償還します。

○一時預かり事業（幼稚園型）
 月額上限11,300円（日額上限450円）までの利用料を償還します。

◇申請方法 各施設を利用する前に、こども支援課へ認定申請書類を提出して下さい。
 認定申請書類は、こども支援課の窓口で配布しています。
 （市ホームページからダウンロードすることもできます。）

地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークルなどの支援、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に実施しています。
ご利用の場合は、事前に施設へお問い合わせください。

◇対象者 幼稚園・保育所・認定こども園を利用していない未就学児

〈私立の施設〉

実施施設	名 称 電話番号 (市外局番0279)	実施日	実施時間	
		親子ふれあい保育 育児相談	親子ふれあい保育	育児相談
渋川こばと保育園	こばとひろば Tel23-9066	月～金	9:00～12:00 13:00～15:00	13:00～15:00
行幸田保育園	みっきークラブ Tel23-3025	月～金	9:00～14:00	14:00～16:00
コスモス保育園	コスモス広場 Tel23-5389	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	8:30～17:00
わかば児童館 (パンジー保育園)	めだかクラブ Tel24-5600	月～金	10:00～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00
たんぽぽ保育園	たんぽぽクラブ Tel53-4554	月～金	9:30～12:30 13:00～15:00	9:30～12:30 13:00～15:00
ひばり保育園	すまいる☆キッズ Tel56-2144	月～金	9:00～11:30 13:00～15:30	9:00～11:30 13:00～15:30
北橋保育園	チャイルドハウスひまわり Tel23-4213	月～金	9:00～11:30 13:00～15:30	13:00～15:30
半田こども園	にこにこランド 26-7402	月～金	9:30～11:30	13:00～16:00
白ばら幼稚園	白ちゃんクラブ Tel22-1068	月～金	10:00～11:30 13:00～15:30	13:00～16:00
中村こども園	キャンディーきつず Tel24-5366	月～金	9:30～11:30	13:00～16:00
渋川大島幼稚園	おおしまひろば Tel23-9930	月・水	10:30～11:30	13:00～15:00

〈公立の施設〉

名 称	実施施設	電話番号 (市外局番0279)	親子ふれあい保育・育児相談	
			実施日	実施時間
こあらクラブ	第一保育所	Tel22-0449	金	9:30～11:30
	第四保育所	Tel23-3759	火・木	
	第五保育所	Tel23-3002	水	
	伊香保こども園	Tel72-2215	水	
	渋川幼稚園	Tel22-2550	火	
	かに石こども園	Tel59-2100	月2回(火) 不定期	
	こもち幼稚園	Tel60-6688	木	
	赤城幼稚園	Tel20-6222	金	
	北橋幼稚園	Tel52-2414	水	

8 オンライン申請

《マイナンバーカードを取得している人》

マイナンバーカードを取得している人については、マイナポータルのぴったりサービスを利用したオンラインでの申請ができます。

《受付期間》

「一次募集」 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）

《受付対象》

- ①令和8年4月入園を希望している人 **※出産予定児は含まない**
- ②現在、保育所、認定こども園（保育）を利用して、令和8年度も継続して利用を希望する人
- ③現在利用している保育所、認定こども園（保育）とは別の施設を令和8年度は希望する人
- ④令和7年度末に卒園予定の年長児の現況届（保育認定）

《受付できない申請》

- ①教育認定（1号認定）の新規申込み
- ②出産予定児の令和8年4月1日入園を希望する人
- ③産休・育休復帰予定で、令和8年5月～12月入園を希望する人
- ④転入地が確定している転入予定の人
- ⑤市外の幼稚園、保育所、認定こども園を希望する人
- ⑥医療的ケアが必要な児童
- ⑦令和7年度途中入園の申込み

※各幼稚園、保育所、認定こども園またはこども支援課で直接手続きをお願いします。

《利用上の注意》

- ・申込みは保護者の方の個人番号で申請してください。（利用児童ではありません）
- ・連絡先は日中連絡のとれる電話番号を必ず入力してください。
- ・入力途中で前へ戻る場合、必ずマイナポータル上の「◀戻る」を使用してください。
端末の「<戻る」で操作すると、入力した情報がすべて消えてしまいます。
- ・入力ページが大変多いため、一時保存をしながら進むことをおすすめします。

《利用手順》

iPhone・androidにマイナポータル接続用のアプリケーションをインストール

↓
マイナポータルを利用するための利用者登録を行う

※マイナンバーカードを作成するときに設定した暗証番号が必要になります。

↓
利用申込みをする保護者（教育・保育給付認定保護者）ご自身のマイナンバーカードを準備
保護者それぞれの保育を必要とすることを証明する書類を準備

↓
マイナポータルへログイン

↓
ホーム画面 自治体設定にて「群馬県」「渋川市」を設定

↓
ホーム画面 右下にある「さがす🔍」を選択

↓
「カテゴリから検索」
「子育て」を選択

↓
「子どものための教育・保育給付認定申請兼保育利用申込（2号・3号認定）」

◆保育施設の利用を希望する保護者

※お子さん3人まで登録できます。

↓
「保育施設等利用者の現況届」

◆令和7年度末に卒園予定の年長児の保護者（保育認定）



9 施設情報

※内容に変更が生じる場合があります。

市内施設一覧

ここdeサーチ



○保育所

区分	施設名	定員	所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢 (2・3号)	開園時間 (平日) (土曜日)	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 (平日のみ)
公立	第一保育所	60	渋川2103-22 Tel 22-0449	満1歳	7:30~19:00			
	第四保育所	87	有馬716 Tel 23-3759	満1歳		7:30~18:30	8:30~16:30	—
	第五保育所	76	渋川446-1 Tel 23-3002	2歳児	7:30~18:00			
私立	渋川こぼと保育園	120	金井2352-15 Tel 23-9066	満8か月	7:30~19:00 7:30~17:30	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	行幸田保育園	150	行幸田910-1 Tel 23-3025	満6か月	7:30~19:00 7:30~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	コスモス保育園	100	石原1609-1 Tel 23-5389	産休明け	7:00~19:00 8:00~17:30	7:00~18:00	8:30~16:30	—
	バンジー保育園	90	金井1512-1 Tel 24-5315	産休明け	7:30~19:00 8:00~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	たんぼぼ保育園	120	上白井2525 Tel 53-4554	満6か月	7:30~19:00 7:30~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	—
	ひばり保育園	160	赤城町勝保沢110-6 Tel 56-2144	満6か月	7:00~19:00 8:00~17:00	7:00~18:00	8:00~16:00	—
	北橋保育園	110	北橋町八崎374 Tel 23-4213	満6か月	7:00~18:30 7:30~13:30	7:00~18:00	8:00~16:00	—

※1歳児 令和6年4月2日~令和7年4月1日生まれ

○認定こども園

区分	施設名	定員 (1号) (2・3号)	所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢 (1号) (2・3号)	開園時間 (平日) (土曜日)	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 (平日のみ)
公立	伊香保こども園	55 (15) (40)	伊香保町伊香保335-3 Tel 72-2215	満3歳 満6か月	7:30~19:00			8:40~14:00
	渋川幼稚園	85 (25) (60)	渋川1773-1 Tel 22-2550	満3歳 満1歳		7:30~18:30	8:30~16:30	
	かに石こども園	25 (15) (10)	村上3751-1 Tel 59-2100	満3歳 満1歳	7:30~18:00			9:30~13:30
私立	半田こども園	245 (15) (230)	半田1162-1 Tel 24-2864	満3歳 満6か月	7:15~19:15 7:15~18:15	7:15~18:15	8:30~16:30	9:00~13:00
	白ばら幼稚園	195 (75) (120)	渋川778-2 Tel 22-1068	満3歳 満8か月	7:30~19:00 7:30~17:00	7:30~18:30	8:00~16:00	9:00~14:15
	中村こども園	105 (15) (90)	中村369-4 Tel 24-5366	満3歳 満6か月	7:30~19:00 7:30~18:00	7:30~18:30	8:30~16:30	9:00~13:00
	渋川大島幼稚園	155 (105) (50)	半田2410 Tel 23-9930	満3歳 2歳児	7:30~18:30 7:30~13:30	7:30~18:30	7:30~16:00	10:00~14:00

※2歳児 令和5年4月2日~令和6年4月1日生まれ

○幼稚園

区分	施設名	定員	所在地 電話番号 (市外局番 0279)	入園開始 年齢	開園時間	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 (平日のみ)
公立	こもち幼稚園	175	吹屋658-30 Tel 60-6688					
	赤城幼稚園	75	赤城町勝保沢110-6 Tel 20-6222	3歳児	8:00~18:00	—	—	8:40~14:00
	北橋幼稚園	135	北橋町真壁2376-4 Tel 52-2414					

※3歳児 令和4年4月2日~令和5年4月1日生まれ

延長保育

認定された保育時間を超えて利用できます。施設で設定した利用料がかかります。
詳しくは施設へお問い合わせください。

◇対象者 保育認定を受けた在園児

保育所

実施施設名	保育時間		延長時間	
			平日	土曜日
第一保育所 第四保育所 第五保育所	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
渋川こぼと保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	—	—
		夕	16:30~17:00	—
行幸田保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
コスモス保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:00~19:00	—
	保育短時間	朝	7:00~ 8:30	8:00~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~17:30
パンジー保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	8:00~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
たんぽぽ保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	—
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
ひばり保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:00~19:00	—
	保育短時間	朝	7:00~ 8:00	—
		夕	16:00~19:00	16:00~17:00
北橋保育園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:00~18:30	—
	保育短時間	朝	7:00~ 8:00	7:30~ 8:00
		夕	16:00~18:30	—

認定こども園

施設名	利用時間		延長時間	
			平日	土曜日
伊香保こども園 渋川幼稚園 かに石こども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
半田こども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:15~19:15	—
	保育短時間	朝	—	—
		夕	—	—
白ばら幼稚園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:00	7:30~ 8:00
		夕	16:00~19:00	16:00~17:00
中村こども園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	18:30~19:00	—
	保育短時間	朝	7:30~ 8:30	7:30~ 8:30
		夕	16:30~19:00	16:30~18:00
渋川大島幼稚園	保育標準時間	朝	—	—
		夕	—	—
	保育短時間	朝	—	—
		夕	16:00~18:30	—

市内幼稚園・保育所・認定こども園マップ

